（二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る昭和六十年改正法等の規定の適用の特例）

第六十九条　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者について、次の表の上欄に掲げる法令の規定を適用する場合においては、同欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号	老齢厚生年金又は	厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち同条に規定する一の期間（以下この号において「一の期間」という。）に基づく老齢厚生年金又は
	含む。）の月数	含む。）の月数（当該一の期間に基づく老齢厚生年金にあつては、当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数と同法第七十八条の二十二に規定する他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数とを合算した月数とする。）
改正後昭和六十一年経過措置政令第二十五条第二号の二及び第三号の二	規定による老齢厚生年金	規定による一の期間に基づく老齢厚生年金
改正後昭和六十一年経過措置政令第二十五条第一号	月数	月数（その者の二以上の被保険者の種別（同法第十五条に規定する被保険者の種別をいう。）以下この条において同じ。）に係る厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間を合算し、同法第七十八条の二十二に規定する一の期間（以下この条において「一の期間」という。）に係る厚生年金保険の被保険者期間のみを有するものとみなした場合における当該厚生年金保険の被保険者期間の月数とする。）
改正後昭和六十一年経過措置政令第二十五条第二号の二及び第三号の二	月数	月数と当該退職共済年金の受給権者に係る老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数（その者の二以上の被保険者の種別に係る厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る生年金保険の被保険者期間を合算し、一の期間に係る厚生年金保険の被保険者期間のみを有するものとみなした場合における当該厚生年金保険の被保険者期間の月数とする。）とを合算した月数

2　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者（施行日の前日において昭和六十年改正法附則第十四条第一項に規定する加算額が加算された国民年金法による老齢基礎年金の受給権を有する者に限る。）については、前項（同項の表改正後昭和六十一年経過措置政令第二十五条第一号の項及び改正後昭和六十一年経過措置政令第二十五条第二号の二及び第三号の二の項に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

3　第一項の規定により読み替えられた昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号の規定を適用する場合において、同号に規定する他の期間に基づく老齢厚生年金のいずれかが次の各号に掲げる老齢厚生年金であるときは、当該各号に掲げる老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数は、当該各号に定める日の前日までの間、同項第一号に規定する他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数から除くものとする。

一　厚生年金保険法附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金　その受給権者が六十五歳に達する日

二　厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金　その受給権者が改正後厚生年金保険法第七十八条の三十二第二項の規定を適用する場合において、昭和六十年改正法附則第七十三条第一項の規定による加算額を加算するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日の前日

イ　第一号厚生年金被保険者期間

ロ　第二号厚生年金被保険者期間

ハ　第三号厚生年金被保険者期間

ニ　第四号厚生年金被保険者期間

（二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る平成六年改正法等の規定の適用に関する特例）

第七十条　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者について、改正後厚生年金保険法第七十八条の三十二第三項の規定により厚生年金保険法第六十二条第一項の規定による加算額が加算された各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく遺族厚生年金の受給権者であった場合　当該遺族厚生年金

二　当該遺族が遺族厚生年金を受ける権利を取得した当時六十五歳以上であった場合　各号の厚生年金被保険者期間のうち最も長い一の期間（当該一の期間が二以上ある場合は、次に掲げる順序による。）に基づく遺族厚生年金

イ　第一号厚生年金被保険者期間

ロ　第二号厚生年金被保険者期間

ハ　第三号厚生年金被保険者期間

ニ　第四号厚生年金被保険者期間

（二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る平成六年改正法等の規定の適用に関する特例）

第七十一条　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金については、各号の厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金ごとに改正後平成六年改正法附則第十八条から第二十条の二までの規定を適用する。この場合において、改正後平成六年改正法附則第十八条第一項中「当該老齢厚生年金」とあるのは「当該老齢厚生年金（その者が第三号に該当する者である場合にあっては、同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（第二十条の二第一項において「第三号厚生年金被保険者期間」という。）に基づく老齢厚生年金に限る。）」と、改正後平成六年改正法附則第二十条の二第一項中「老齢厚生年金の」とあるのは「老齢厚生年金（第三号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。以下この条において同じ。）の」とする。

第七十二条　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者であって、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者であるものについては、各号の厚生年金被保険者期間ごとに改正後平成六年改正法附則第二十一条、第二十二条及び第二十四条から第二十六条まで並びに改正後平成六年経過措置政令第十四条の三及び第十四条の四の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項	厚生年金保険法附則第八条	厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間（以下「各号の厚生年金被保険者期間」という。）のうち同条に規定する一の期間（以下「一の期間」という。）に基づく同法附則第八条
	附則第二十四条第三項	以下この条並びに附則第二十四条第三項